

物件番号	2
所管	管財課

裏面へ続く

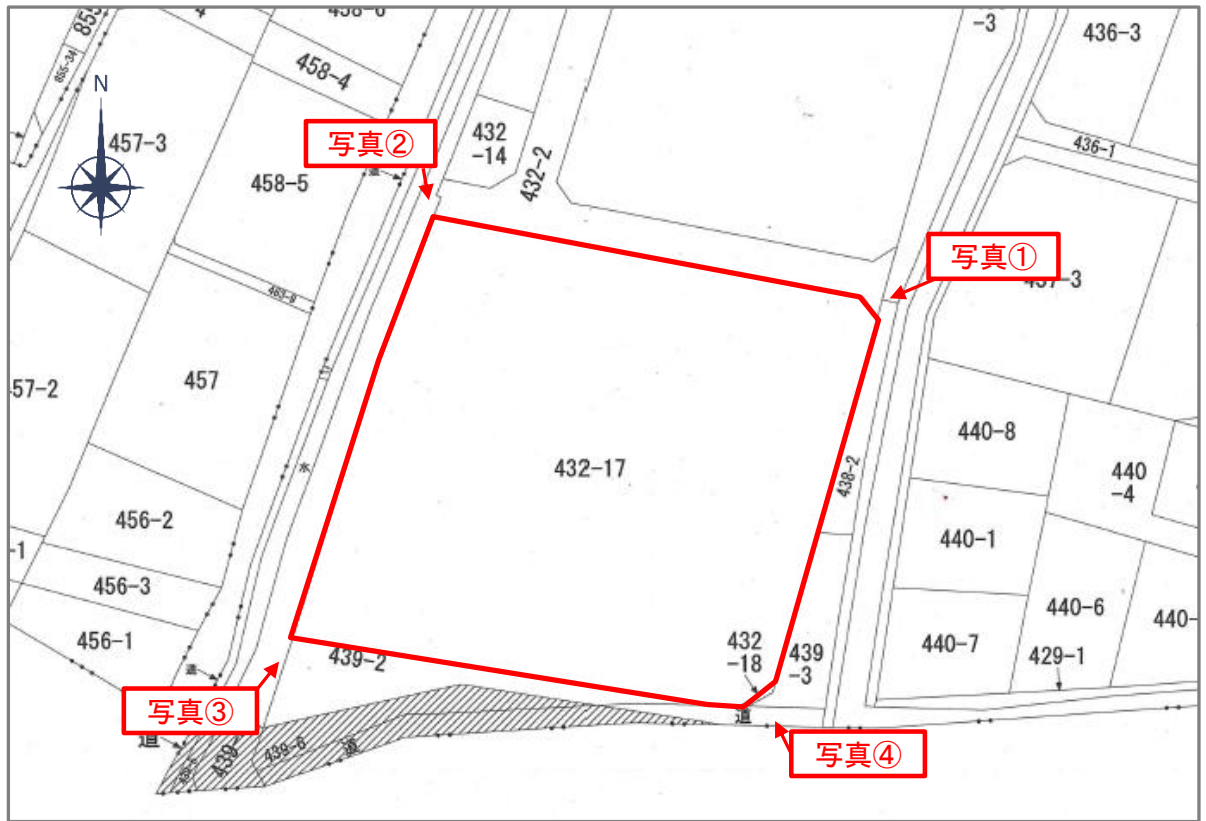
その他特記事項	・現状有姿のままでの引き渡しとなります。入札の前に、必ず現地の状況を確認してください。 ・物件調書と現況が相違する場合は、すべて現況を優先します。落札者は物件調書等に記載の事項について、現況に符号しないことが判明しても、これを理由として代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできません。 ・物件の利用にあたっての改修費用等はすべて落札者の負担とし、また利用に関する法令等諸手続きについては、落札者が関係者と協議を行ってください。 ・敷地西側に隣接する水路敷き周辺の開発にあたっては、上中堰土地改良区へご相談ください。
---------	--

物件番号	2
所管	管財課

位置図



地形図



物件番号	2
所管	管財課

写真①



写真②



物件番号	2
所管	管財課

写真③



写真④

